

# 社会福祉法人あけぼの福社会役員に対する 報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人あけぼの福社会役員(以下「役員」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員の報酬(以下「報酬」という。)の額は、勤務1日につき(5000円)とする。

(職員である者の特例)

第3条 役員かつ、社会福祉法人あけぼの福社会職員である者に対しては、役員としての報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員が業務を行うために旅行したときは、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、ももの木保育園 旅費規程別表の区分1を適用する。

(旅行の命令)

第5条 役員の旅行は、旅行命令によるほか理事長の発する会議招集通知によることができる。

(準用規定)

第6条 この規定に定めるものを除くほか、役員の報酬及び費用弁償の支給方法については、ももの木保育職員の例による。

附 則

この規程は、平成8年5月25日から施行する。